

○農林水産省令第十七号

樹木採取権登録令（令和元年政令第四百十八号）第十一条、第二十一条、第三十二条第二項、第六十六条第四項及び第五項並びに第六十七条の規定に基づき、樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

農林水産大臣 野村 哲郎

樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令

樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(添付書面) 第十九条 (略)</p> <p>3 次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。</p> <p>一 令第三十一条の二の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(令第三十二条第二項の相当の調査)</p> <p>第五十五条の二 令第三十二条第二項の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。</p> <p>一 令第三十二条第二項に規定する登録の抹消の登録義務者(以下この条において単に「登録義務者」という。)が自然人である場合</p> <p>イ 共同して登録の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置</p> <p>(1) 登録義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票又は戸籍の除票簿(以下この条において「住民基本台帳等」という。)を備えると思料される市町村の長に対する登録義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し(以下この条において「住民票の写し等」という。)の交付の請求</p> <p>(2) (1)の措置により登録義務者の死亡が判明した場合には、登録義務者が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登録義務者の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求</p> <p>(3) (2)の措置により登録義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思</p>	<p>(添付書面) 第十九条 (略)</p> <p>3 次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求

(4) (3)の措置により登録義務者の相続人の死亡が判明した場合には、当該相続人についてとる(2)及び(3)に掲げる措置

(5) (1)から(4)までの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し(1)の措置により交付の請求をしたものを除く。)の交付の請求

ロ 共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) 登録義務者の登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対する書面の送付(イの措置により登録義務者の死亡及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。)

(2) イの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

ニ 登録義務者が法人である場合

イ 共同して登録の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)及び(2)に掲げる措置

(1) 登録義務者の法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対する登録義務者の登記事項証明書の交付の請求

(2) (1)の措置により登録義務者が合併により解散していることが判明した場合には、登録義務者の合併後存続し、又は合併により設立された法人についてとる(1)に掲げる措置

ロ イの措置により法人の登記簿に共同して登録の抹消の申請をすべき者の代表者(共同して登録の抹消の申請をすべき者が合併以外の事由により解散した法人である場合には、その清算人又は破産管財人。以下この号において同じ。)として登記されている者が判明した場合には、当該代表者の調査として当該代

2

(略)

者

一 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって
する申請に基づく登録を完了した場合 当該他人

二 令第三十一条の二の規定による申請に基づく買戻しの特約に関
する登録の抹消を完了した場合 当該登録の登録名義人であつた

(申請人以外の者に対する通知)

第七十三条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号
に定める者に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

- 表者が記録されている住民基本台帳等を備えると思料される市
町村の長に対する当該代表者の住民票の写し等の交付の請求
- ハ 共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書
留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法に
よる次の(1)及び(2)に掲げる措置
- (1) 登録義務者の登録簿上の住所に宛ててする登録義務者に対
する書面の送付（イの措置により登録義務者が合併により解
散していること及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が
所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）
- (2) イの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が所
在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛
ててする当該者に対する書面の送付
- ニ イ及びロの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者
の代表者が判明した場合には、当該代表者の所在の調査として
書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法
による次の(1)及び(2)に掲げる措置
- (1) 共同して登録の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の
代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付
- (2) イ及びロの措置により当該代表者が所在すると思料される
場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該代表者
に対する書面の送付

2

(略)

(新設)

(新設)

(申請人以外の者に対する通知)

第七十三条 農林水産大臣は、民法第四百二十三条その他の法令の規
定により他人に代わってする申請に基づく登録を完了した場合には
、当該他人に対し、登録が完了した旨を通知しなければならない。

(登録事項証明書等の交付の請求書等)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 令第六十六条第四項又は第五項の規定により樹木採取区図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一〜三 (略)

四 令第六十六条第四項の規定により樹木採取区図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する部分及び当該部分を閲覧する正当な理由

五 令第六十六条第五項の規定により樹木採取区図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨

4 前項第四号の閲覧の請求をするときは、同号の正当な理由を証する書面を提示しなければならない。この場合において、農林水産大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

5 第三項第五号の閲覧の請求をするときは、同号の閲覧する附属書類が自己を申請人とする登録記録に係る登録簿の附属書類である旨を証する書面を提示しなければならない。この場合において、農林水産大臣から求めがあったときは、当該書面又はその写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

6・7 (略)

(閲覧の方法)

第八十二条 令第六十六条第三項又は第四項の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

(手数料の納付方法)

第八十三条 令第六十六条第六項に規定する手数料を納付するときは

(登録事項証明書等の交付の請求書等)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 令第六十六条第三項の規定により樹木採取区図以外の登録簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求書の内容とする。

一〜三 (略)

四 令第六十六条第三項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

(新設)

4 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。

(新設)

5・6 (略)

(閲覧の方法)

第八十二条 令第六十六条第三項の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方法とする。

(手数料の納付方法)

第八十三条 令第六十六条第四項に規定する手数料を納付するときは

、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

別表第二 (第十六条、第十九条関係)	
項	登録
六	登録の抹消(十 四の項及び二十 九の項の登録を 除く。)
(略)	
	申請書記載事項
	添付書面
イ 令第三十二 条第三項の規 定により登録 権利者が単独 で申請すると きは、非訟事 件手続法(平 成二十三年法 律第五十一号)第六十六条第 一項に規定す る除権決定が あつたことを 証する書面 ロ 令第三十二 条第四項前段 の規定により 登録権利者が 単独で抵当権 に関する登録 の抹消を申請 するときは、 次に掲げる書 面 (1) (略) (2) 共同して 登録の抹消	

、請求書に収入印紙を貼り付けてしなければならない。

別表第二 (第十六条、第十九条関係)	
項	登録
六	登録の抹消(十 四の項及び二十 九の項の登録を 除く。)
(略)	
	申請書記載事項
	添付書面
イ 令第三十二 条第二項の規 定により登録 権利者が単独 で申請すると きは、非訟事 件手続法(平 成二十三年法 律第五十一号)第六十六条第 一項に規定す る除権決定が あつたことを 証する書面 ロ 令第三十二 条第三項前段 の規定により 登録権利者が 単独で抵当権 に関する登録 の抹消を申請 するときは、 次に掲げる書 面 (1) (略) (2) 登録義務 者の所在が	

の申請をす
 べき者の所
 在が知れな
 いことを証
 する書面
 ハ
 令第三十二
 条第四項後段
 の規定により
 登録権利者が
 単独で抵当権
 に関する登録
 の抹消を申請
 するときは、
 次に掲げる書
 面に
 (1) ・
 (2) (略)
 (3) 共同して
 登録の抹消
 の申請をす
 べき者の所
 在が知れな
 いことを証
 する書面
 ニ
 令第三十二
 条の二の規定
 により登録権
 利者が単独で
 抵当権に關す
 る登録の抹消
 を申請すると
 きは、次に掲

知れないこ
 とを証する
 書面
 ハ
 令第三十二
 条第三項後段
 の規定により
 登録権利者が
 単独で抵当権
 に関する登録
 の抹消を申請
 するときは、
 次に掲げる書
 面に
 (1) ・
 (2) (略)
 (3) 登録義務
 者の所在が
 知れないこ
 とを証する
 書面
 (新設)

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。